資料２

○草津市スポーツ推進審議会に関する条例

昭和３７年６月１５日
条例第１７号

（設置）

第１条　スポーツ基本法（平成２３年法律第７８号。以下「法」という。）第３１条の規定に基づき、草津市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（任務）

第２条　審議会は、法第３５条に規定するもののほか教育委員会の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次に掲げる重要事項について調査審議するほか、これらの重要事項に関し、必要に応じて教育委員会に建議する。

(1)　法第１０条第１項に規定するスポーツ推進計画に関すること。

(2)　スポーツの施設および設備の整備に関すること。

(3)　スポーツの指導者の養成およびその資質の向上に関すること。

(4)　スポーツの事業の実施および奨励啓蒙に関すること。

(5)　スポーツの団体の育成強化に関すること。

(6)　スポーツによる事故の防止対策に関すること。

(7)　スポーツの技術水準の向上に関すること。

(8)　前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

（組織）

第３条　審議会は１０人の委員で組織する。

２　特別の事項を調査審議するために必要があるときは審議会に臨時委員を置くことができる。

３　委員および臨時委員は非常勤とする。

（委員）

第４条　審議会の委員および臨時委員は次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。

(1)　学識経験者

(2)　関係行政機関の職員

(3)　スポーツ関係団体等により推薦された者

(4)　草津市市民参加条例（平成２４年草津市条例第２１号）第８条の公募により選考する市民

（会長等）

第５条　審議会に会長および副会長を置く。

２　会長および副会長は委員の互選によつてこれを定める。

３　会長は審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

４　副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

（任期）

第６条　審議会の委員の任期は２年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

２　臨時委員は特別の事項に関する調査審議を終了した時は退任するものとする。

（議事）

第７条　審議会は、委員および議事に関係のある臨時委員の総数の過半数が出席しなければ議事を開き議決することができない。

２　審議会の議事は委員および議事に関係のある臨時委員のうち出席した者の過半数をもつて決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

（庶務）

第８条　審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

（細則）

第９条　この条例に定めるもののほか審議会の運営その他必要な事項については審議会が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

付　則（平成２３年１１月１５日条例第１６号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現に改正前の草津市スポーツ振興審議会に関する条例第４条の規定により草津市スポーツ振興審議会の委員に任命されている者は、改正後の草津

市スポーツ推進審議会条例第４条の規定により草津市スポーツ推進審議会の委員に委嘱または任命されたものとみなし、その任期は、同条例第６条第１項の規定にかかわらず、平成２４年８月３１日までとする。

付　則（平成２６年１０月１日条例第２８号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（任期の特例）

２　この条例の施行の日以後改正後の草津市スポーツ推進審議会に関する条例（以下この項において「新条例」という。）第４条第４号の規定により最初に委嘱される委員の任期は、新条例第６条第１項の規定にかかわらず、平成２８年８月３１日までとする。